

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(貸付条件等の揭示等)</p> <p>第十一条 法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>4 貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。</p> <p>5 法第十四条第一項の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付</p>	<p>(貸付条件の揭示)</p> <p>第十一条 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>4 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。</p> <p>5 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種</p>

けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

6 貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

7 法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合

（掲示すべき標識の様式等）

第二十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

2 貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

別表（第十一条関係）

〔略〕

類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（掲示すべき標識の様式）

第二十条 法第二十三条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

別表（第十一条関係）

〔同上〕

R は、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率

F は、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息

R は、法第十四条第一号に規定する貸付けの利率

F は、法第十四条第一号に規定する利息及びみなし利息

別紙様式第7号（第20条第1項関係） [略]

別紙様式第7号（第20条関係） [同左]

備考 表中の [] の記載は注記しめる。